

随意契約理由書

件名	三宮駅ホーム柵非常用サイン対応業務	
契約の相手方	日本信号株式会社 大阪支社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本業務は、神戸市営地下鉄西神・山手線の三宮駅にあるホーム柵に国交省「車内非常用設備等の表示に関するガイドライン」に適応した非常用案内ステッカーを貼付するものである。</p> <p>この業務ではホーム柵本体に直接ステッカーを貼り付けるため、センサー類や動作部分などへの影響を検討し、ホーム柵の正常な動作を妨げない作業が必要となる。そのため、本業務を行うことが可能なのはこの機器の設計・製作を行い、現在も保守点検作業行っている当該メーカー以外にない。</p> <p>また、他の業者が作業を行った場合、責任の所在が不明確になり、今後の保守作業に影響がでる可能性もあり、それを避けるべく責任の一元化を図る意味でも当該メーカーが作業を行う必要がある。</p> <p>よって、本業務はこのホーム柵のメーカーである上記業者しかできない。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部施設課設備係	(電話番号 984-0181)